

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」開催要綱

1 背景・目的

情報通信分野では、電波の周波数の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送に用いられた場合の大きな社会的影響力や、事業の公共性を踏まえ、電波法（昭和25年法律第131号）等により、外資規制が設けられている。

しかし、放送事業者等において外資規制違反が生じたことを踏まえ、外資規制の実効性の確保や在り方の見直しが喫緊の課題となっている。また、2019年には外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）が改正され、国の安全等を損なうおそれのある投資への対応強化の観点から、対内直接投資規制の見直しが図られたところである。

このような状況を踏まえつつ、情報通信分野における外資規制の在り方について、検討を行うことを目的として、本会を開催する。

2 名称

本会は「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 外資規制を適用する事業・分野
- (2) 外資規制の具体的内容
- (3) 外資規制の担保措置
- (4) 外資規制の実効性確保
- (5) 外資規制の審査体制
- (6) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び

利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が、情報流通行政局地上放送課、情報流通行政局衛星・地域放送課、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課及び総合通信基盤局電波部電波政策課の協力を得て行うものとする。

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」構成員名簿

(敬称略、座長を除き五十音順)

<構成員>

(座長)	やまもと りゅうじ 山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	(株)日本総合研究所執行役員法務部長
	じんぼ ひろこ 神保 寛子	弁護士(西村あさひ法律事務所パートナー)
	にわの のりたか 庭野 議隆	弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー)
	ねもと なおこ 根本 直子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授

(計6名)

<オブザーバ>

内閣官房国家安全保障局内閣参事官

財務省国際局調査課投資企画審査室長